

医療法人等に係る課税所得金額の計算書の記載について

1 この計算書は、次の医療法人等が、

- ・ 租税特別措置法第67条第1項の適用を受けない医療法人
- ・ 医療施設に係る事業を行う農業協同組合連合会
- ・ 医療保健業を行う公益法人等

地方税法第72条の23第2項に規定する社会保険診療報酬等に係る所得の課税除外措置の適用を受けようとする場合で、区分経理が困難なものが課税除外所得をあん分計算により算定する場合に、地方税法施行規則第6号様式別表5の明細書として作成していただくものです。

※ 区分経理により社会保険診療報酬等に係る所得を算出している医療法人等は、その算出に関する「所得計算の明細書」を必ず添付してください。

2 申告の際は、この計算書に

貸借対照表（写）、 損益計算書（写）、 法人税法別表4（写）

を添えて提出をお願いします。

3 この計算書は、平成16年4月1日以後に開始する事業年度から適用します。

4 この計算書は、次ページ以下の記載要領に従って御記入ください。

※ 「損益計算書の各勘定科目ごとの収入金額」を記載いただくにあたっては、税込経理・税別経理のいずれを採用されていても、損益計算書の額をそのまま（消費税額を加減算しない）使用ください。

※（分割支店法人の取扱い）

京都府以外に本店（主たる事務所）所在の医療法人等は、当該本店所在都道府県の算定様式の取扱いに従ってください。また、計算書を京都府に提出する必要はありません。

I 社会保険診療報酬等に係る課税除外所得金額等の計算書の記載要領

(先にIIの明細書を作成してからIの計算書を作成してください。)

計算書の項目	説明
(a欄) 計算の基礎となる所得金額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税法施行規則第6号様式別表5の所得金額の計算欄の再仮計欄の金額(項番⑱)を記入します。
(①欄) 土地等の譲渡がある場合の土地等譲渡所得金額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計算の基礎となる所得金額の計算上、益金又は損金の額として計算した土地(建物又は構築物の所有を目的とする地上権又は賃借権を含む。)の譲渡損益がある場合には、土地等の譲渡収入から取得価額及び譲渡費用を控除した土地等譲渡所得金額を記入します。(当該所得がない場合は記入しないでください。) ・ 交換により取得した資産の圧縮損、収容換地等の圧縮損、特定資産の買換えの圧縮損の規定により損金の額に算入した金額は含めません。
(③欄、④欄) あん分計算の基礎となる収入金額欄	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「II あん分計算の基礎となる収入金額の明細書」より、該当欄に収入金額を転記します。
(⑤欄) 医療保健業以外の事業を行っている場合のその収入金額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として医療保健業以外の事業を行うことが認められている特別医療法人、医療施設に係る事業を行う農業協同組合連合会、医療保健業を行う公益法人等が行う医療保健業以外の事業に係る収入金額を記入します。 ・ 医療保健業以外の事業が社会通念上独立した事業部門と認められない程度の軽微なもので、医療保健業の付帯事業として行われている場合は、社保分を除く医療保健業に係る収入金額のその他の付帯事業・付随収入に含めても差し支えありません。
(b欄～⑧欄) → 次のイ又はロ(iまたはii)のどちらか該当するケースに従って記入してください。	
<p>イ 医療保健業以外の事業を行っていない場合</p> <p style="text-align: center;">※ ほとんどの医療法人はこちらに該当します。</p> <p>(イ) ⑤及び⑥～⑧欄を記入する必要はありません。</p> <p>(ロ) b欄に次の計算式(②×$\frac{③}{④}$)で算出した金額を記入します。</p> <p style="text-align: center;">土地等譲渡所得を控除した所得金額 × $\frac{\text{社会保険診療報酬等に係る収入金額}}{\text{医療保健業に係る総収入金額}}$</p>	

ロ 医療保健業と医療保健業以外の事業を併せて行っている場合

※ 特別医療法人等の限られた法人が該当します。

i 各々の所得を区分算定している場合

(イ) 区分算定している医療保健業の所得金額を⑦欄に記入します。

(ロ) ⑧欄に (②-⑦) の金額を記入します。

(ハ) b欄に次の計算式 $(⑦ \times \frac{③}{④})$ で算出した金額を記入します。

$$\text{区分算定している場合の医療保健業の所得金額} \times \frac{\text{社会保険診療報酬等に係る収入金額}}{\text{医療保健業に係る総収入金額}}$$

ii i 以外の場合

(イ) ⑥欄に次の計算式 $(② \times \frac{④}{④+⑤})$ で算出した金額を記入します。

$$\text{土地等譲渡所得を控除した所得金額} \times \frac{\text{医療保健業に係る総収入金額}}{\text{医療保健業に係る総収入金額} + \text{医療保健業以外の事業の収入金額}}$$

(ロ) b欄に次の計算式 $(⑥ \times \frac{③}{④})$ で算出した金額を記入します。

$$\text{あん分計算により算出した医療保健業の所得金額} \times \frac{\text{社会保険診療報酬等に係る収入金額}}{\text{医療保健業に係る総収入金額}}$$

(注意)

- ・ 計算式においては、先に収入金額割合を算出してから所得金額に乗じて下さい。
- ・ 収入金額割合の端数処理については、小数点以下を分母の桁数+1の位以下を切り捨ててください。
- ・ 計算の結果算出した金額に1円未満の端数がある場合は、1円未満を切り捨ててください。

II あん分計算の基礎となる収入金額の明細書の記載要領

<p>A 社会保険診療報酬等 に係る収入金額</p> <p>(③欄)</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 地方税法第72条の23第1項ただし書きに規定する社会保険関係各法に基づく給付、医療、介護、助産、サービスにつき支払を受けるべき金額等を記入します。(経理上やむを得ない場合は収入金額の一括掲載も可とします。)(介護保険診療報酬については、非課税該当サービス部分のみが③欄の対象となります。)・ 収入金額には被保険者が窓口で支払う一部負担金、社会保険関係各法に代わって都道府県・市町村が支払った金額(公費負担制度)を含めて記入します。・ 査定損益は、その通知日の属する事業年度の収入金額にそれぞれ加算又は減算してください。
--	---

<p>医療保健業に係る総 収入金額 (④欄)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として所得の算定上、益金の額として経理したもののうち、医療保健業以外の事業に係る収入金額(⑤欄)を除いた収入金額の合計額(③欄+⑨欄)となります。
<p>B 社保分を除く医療保 健業に係る収入金額 (⑨欄)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保険診療報酬等に係る収入金額(③欄)、医療保健業以外の事業に係る収入金額(⑤欄)以外の自由診療報酬、附帯事業収入、付随事業収入について記入してください。 ・補助金、支援金等(雇用調整助成金、持続化給付金、家賃補助を含む) ・収入細目には代表的項目を列記していますが、いずれにも該当しないものは空欄を使用して項目名と金額を記入してください。(明細区分は、法人の経理区分に基づく区分を使用することも可とします。) ・次の項目は当該収入金額に含めないものとします。 (※当該収入金額の明細書を添付してください。) <p><input type="checkbox"/> 福利厚生施設の利用負担金等として使用人から徴収する収入金額(従業員食堂料金、社宅等家賃、病院内保育所料金等)</p> <p><input type="checkbox"/> 各種引当金・準備金の益金算入額(戻入額) (貸倒引当金戻入額、退職給付引当金戻入額等)</p> <p><input type="checkbox"/> 次の収入金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受取配当等で法人税法上、益金不算入となる金額 ・国税又は地方税の還付金で法人税法上、益金不算入となる金額 ・償却資産の売却収入金額等(ただし、取得価額を超えた部分はその他の附帯事業・付随収入に含めます。) ・棚卸資産の収入割戻(リベート)として益金に算入した金額 <p><input type="checkbox"/> 補助金等で取得した固定資産等の圧縮記帳により損金に算入された金額に相当する補助金等の額 (託児施設整備費補助金等)</p> <p><input type="checkbox"/> 保険金で取得した固定資産等の圧縮記帳により損金に算入された金額に相当する保険金の額</p>
<p>注意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法人税法施行規則別表4で加算又は減算した収入金額は、損益計算書の各勘定科目ごとの収入金額にそれぞれ加算又は減算してください。 ・法人税の修正申告、更正・決定により加算又は減算された収入金額についても、損益計算書の各勘定科目ごとの収入金額にそれぞれ加算又は減算してください。